

証人、裁判員に対する旅費等の支給について

1 証人

・ 支給根拠

刑事訴訟法 164 条第 1 項

ア 旅費

刑事訴訟費用等に関する法律第 3 条第 1 項

イ 日当

刑事訴訟費用等に関する法律第 4 条第 1 項

ウ 宿泊料

刑事訴訟費用等に関する法律第 5 条第 1 項

・ 支給額

ア 旅費

刑事訴訟費用等に関する法律第 3 条第 2 項により（鉄道賃，船賃，航空賃は，旅客運賃により，また，路程賃については，刑事の手續における証人等に対する給付に関する規則第 2 条で定められた範囲内で），個々の裁判体が決定

イ 日当

刑事訴訟費用等に関する法律第 4 条第 2 項に基づき，刑事の手續における証人等に対する給付に関する規則第 3 条で定められた上限額（1 日当たり 8,000 円）の範囲内で，尋問所要時間，立会い所要時間のほか，出頭所要時間，待機時間等その他諸般の事情を考慮して，個々の裁判体が決定

ウ 宿泊料

刑事訴訟費用等に関する法律第 5 条第 2 項に基づき，刑事の手續における証人等に対する給付に関する規則第 4 条で定められた上限額（1 夜当たり，

宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1に定める甲地方である場合は、8,700円以内、乙地方である場合は、7,800円以内)の範囲内で、個々の裁判体が決定

- ・ 支給実績

刑事事件における証人に対する旅費日当等の支給額

※下記支給額に対する支給人数は把握していない。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
旅費	21,815千円	18,533千円	18,713千円
日当	32,158千円	27,615千円	26,069千円
宿泊料	1,040千円	963千円	1,243千円
合計	55,013千円	47,111千円	46,025千円

2 裁判員

- ・ 支給根拠

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第11条

- ア 旅費

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第6条第1項

- イ 日当

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第7条第1項

- ウ 宿泊料

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第8条第1項

- ・ 支給額

- ア 旅費

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第6条第2項により、受訴裁判所が決定

- イ 日当

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第7条第2項で定められた上限額の範囲内で、受訴裁判所が決定

ウ 宿泊料

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第8条第2項に基づき、1夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1に定める甲地方である場合は8,700円、乙地方である場合は7,800円で、受訴裁判所が決定

- ・ 支給実績

平成21年度の会計年度終了後に集計して判明するので、現時点では把握できていない。

○刑事訴訟法

第164条第1項

証人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。但し、正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでない。

○刑事訴訟費用等に関する法律

第3条第1項

証人等の旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の4種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

第2項

鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を3階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を2階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道100キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道50キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道100キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

第4条第1項

証人等の日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行（以下「出頭等」と

いう。)に必要な日数に応じて支給する。

第2項

日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

第5条第1項

証人等の宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

第2項

宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

○刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則

第2条第1項

刑事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第41号。以下「法」という。）第3条第2項の路程賃の額は、1キロメートルにつき37円以内とする。ただし、1キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

第2項

天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額の範囲内とする。

第3条

法第4条第2項の日当の額は、証人については1日当たり8,000円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については1日当たり7,600円以内とする。

第4条

法第5条第2項の宿泊料の額は、1夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1に定める甲地方である場合においては8,700円以内、乙地方である場合においては7,800円以内とする。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

第11条

裁判員及び補充裁判員には，最高裁判所規則で定めるところにより，旅費，日当及び宿泊料を支給する。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する規則

第6条第1項

裁判員，補充裁判員並びに裁判員等選任手続（法第27条第1項に規定する裁判員等選任手続をいう。以下同じ。）の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者（以下「裁判員等」と総称する。）の旅費は，鉄道賃，船賃，路程賃及び航空賃の4種とし，鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に，船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に，路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に，航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

第2項

鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に应ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし，運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には，運賃の等級を3階級に区分するものについては中級の，運賃の等級を2階級に区分するものについては下級の運賃），急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道100キロメートル以上のものには特別急行料金，普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道50キロメートル以上のものには普通急行料金）及び座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道100キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によって，路程賃は1キロメートルにつき37円の額（1キロメートル未満の路程の端数は，これを切り捨てる。）によって，航空賃は現に支払った旅客運賃によって，それぞれ算定する。

第7条第1項

裁判員等の日当は、出頭又は職務及びそれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給する。

第2項

日当の額は、裁判員及び補充裁判員については1日当たり1万円以内において、裁判員等選任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者については1日当たり8,000円以内において、それぞれ裁判所が定める。

第8条第1項

裁判員等の宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

第2項

宿泊料の額は、1夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1に定める甲地方である場合においては8,700円、乙地方である場合においては7,800円とする。